

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
	<p>①未適用事業所の適用の促進 ア 公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険加入状況等の情報を収集・活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な把握に努める。 イ 未適用事業所の加入勧奨等の適用促進業務について、外部委託により効率的に行う。 ウ 加入指導から立入検査及び職権適用に至る実施手順、判断基準を定める。 エ ウによる手順・基準に基づき、外部委託先と連携しつつ、呼出や訪問等による重点的な加入指導を実施する。 オ ウによる手順・基準に基づき、加入指導後に届出を行わない事業所に対して、立入検査の上、職権適用を着実に実施する。 カ 未適用事業所について、システムによる的確な管理を実施する。</p>	<p>ア 未適用事業所の確実な把握 公共職業安定所が保有する雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報等を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。 イ 未適用事業所への重点的加入指導及び職権適用の実施 平成21年12月末までに民間委託による文書・訪問による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。また、重点的加入指導を3回実施しても加入の見込みがない事業所については、職権による適用を実施する。</p>						
	<p>②事業主からの適正な届出の促進 ア 適用事業所の事業主に対する適正な届出の指導を実施する。 イ 事業所の業種や被保険者の特性を踏まえて、重点的な事業所調査を実施する。 ウ 遡及して提出された資格喪失届、標準報酬月額変更届や全喪届について、事実関係の確認を徹底する。</p>	<p>②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。 ・重点加入指導実施事業所数 ・立入検査数(職権適用事業所数)</p>	<p>② 各年金事務所においては、重点的加入指導実施事業所数及び立入検査数について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 995 1951 1082">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1951 995 2168 1082"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 1082 1951 1168">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1951 1082 2168 1168"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>(2) 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>○ 国民年金制度への理解と信頼を深め、保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させるよう努めること。また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図ること。その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。</p>	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の納付率の向上</p> <p>以下の取組により、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを旨とする。</p> <p>また、現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。</p> <p>ア 効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組にあたっては、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。</p> <p>イ 保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、要求水準を明確にして外部委託を行うとともに、適切な進捗管理を実施する。</p>	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の納付率の向上</p> <p>① 国民年金保険料の納付率の向上に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを旨とする。</p> <p>ア 現年度のみ未納者への納付督促 現年度のみ未納期間を有する者に対して、納付勧奨のチラシを同封した納付書を送付する。(平成22年2月末から3月中旬を目途に送付。)</p> <p>イ 市場化テスト受託事業者との連携 アによる納付書送付者に対し、市場化テスト受託事業者との連携による納付督促を実施する。</p>	<p>2. 保険料等収納事務に関する事項</p> <p>(1) 国民年金の納付率の向上</p> <p>① 国民年金保険料の現年度納付率について、平成21年度は特に現年度のみ未納者への納付督促、口座振替勧奨DMの送付等に重点的に取り組むことにより、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1780 159 1937 263">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1937 159 2206 263"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1780 263 1937 359">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1937 263 2206 359"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
	<p>ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p> <p>エ 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>カ 所得情報の取得や周知等に係る協力等、市町村や各種団体と連携・協力して取組を進める。</p>	<p>ウ 強制徴収の取組み 平成20年度以前着手分について、優先的に整理する。</p> <p>エ 口座振替の勧奨 現金納付による優良納付者に対する口座振替勧奨を実施する。(平成22年2月初旬に口座振替勧奨DMを送付。)</p>						
		<p>②各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。</p>	<p>②各年金事務所においては、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、平成22年1月から3月までの間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1785 1177 1944 1267">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 1177 2163 1267"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1785 1267 1944 1356">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 1267 2163 1356"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>(また、厚生年金保険等の保険料について、未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図ること。その際、市町村や公共職業安定所等との効果的な連携に努めること。(再掲))</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 厚生年金保険等の保険料等について、未適用事業所の適用を進めつつ、以下の取組により、確実に保険料収入を確保するとともに、保険料等を滞納する事業主又は船舶所有者に対する納付の督促及び滞納処分等を確実に実施する。</p> <p>ア 口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の促進を図る。厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。</p> <p>イ 年金記録問題への対応状況等を踏まえつつ、毎事業年度(平成21年度を除く。)、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき、滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>ウ 強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 ①厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。</p> <p>ア 口座振替の推進 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。</p> <p>イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。 なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。</p>	<p>(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 ① 厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に口座振替の推進、滞納事業所に対する納付指導や滞納処分の実施に重点的に取り組んだか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 172 1944 263">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 172 2172 263"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 263 1944 354">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 263 2172 354"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								
		<p>②各年金事務所においては、各社会保険事務所に平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。 ・収納率及び滞納事業所解消数 ・口座振替実施率</p>	<p>② 各年金事務所においては、収納率・滞納事業所解消数及び口座振替実施率について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1787 1305 1944 1396">日本年金機構の自己評価</td> <td data-bbox="1944 1305 2172 1396"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1787 1396 1944 1487">厚生労働省の評価</td> <td data-bbox="1944 1396 2172 1487"></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								

日本年金機構中期目標	日本年金機構中期計画	平成21年度計画	平成21年度における評価の視点	評価				
<p>(3) 給付事務に関する事項 ○ 給付事務について所要日数や正確性に関する目標を定め、当該目標の達成に向け、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努めること。</p>	<p>3. 給付事務に関する事項 ① 以下の取組により、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努める。 ア 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を次のとおり定め、所要日数(請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除く。)での当該目標の達成に向けて、迅速な決定に努めるとともに、問題点を分析し、取組の改善を図る。中期目標期間中、毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定した各サービススタンダードについて、最終年度においては当該達成率を90%以上とすることを旨とする。</p> <p><サービススタンダード> ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・障害基礎年金:3か月以内 ・障害厚生年金:3か月半以内</p>	<p>3. 給付事務に関する事項 ① 迅速な決定 ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する。</p> <p>イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。</p>	<p>3. 給付事務に関する事項 ① サービススタンダードの達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する等迅速な決定を行ったか。</p> <p>② 新規裁定者全員に対するパンフレットの送付や60歳を超える就労者が多い事業所に対する適正な届出の指導等を行ったか。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">日本年金機構の自己評価</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">厚生労働省の評価</td> <td></td> </tr> </table>	日本年金機構の自己評価		厚生労働省の評価	
日本年金機構の自己評価								
厚生労働省の評価								